

「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」 の公布について



水銀規制に係る大気汚染防止法の改正が行われてから、2023年4月に5年を迎えたことから、法の施行状況や社会情勢等を踏まえた今後の水銀大気排出対策について、中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において検討・審議が行われ、2024年9月25日に、中央環境審議会会長から「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第三次答申）」が環境大臣へ答申されました。これに基づき、「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」が2025年2月17日付で公布されました。施行日は、2025年10月1日となっております。主な改正内容は次の通りです。

- ① 一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設における水銀濃度測定について、連続測定法を導入できることとし、併せて記録・保存義務を規定しました。
- ② 銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設等に係る排出基準を見直しました。銅の新規施設と既設施設の排出基準をそれぞれ $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 、 $300 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ に、鉛又は亜鉛の新規施設の排出基準 $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ に変更しました。
- ③ 石炭ガス化複合発電施設（IGCC）を水銀排出施設へ追加することとし、排出基準を $8 \mu\text{g}$ としました。

当社では、水銀の分析について今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、水銀分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025年2月17日付 環境省 報道発表資料](#)